

安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例

安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例を次のとおり制定する。

(別紙)

令和2年6月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により海水浴場を設置しない葉山町内の海浜について、安全で快適な海浜を確保するために必要な事項を定めるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、海岸区域に隣接して住宅が密集する地域的な特性を考慮し、葉山町内における海浜の利用に関して利用者及び町の責務を明らかにすることにより、安全で快適な海浜を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海浜 葉山町内における海浜のうち、町長が指定する範囲をいう。
- (2) 利用者 海浜を利用する者をいう。
- (3) 関係機関等 安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例（平成22年葉山町条例第5号）第2条第4号に規定する関係機関等をいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して海浜を利用するとともに、海浜の美化その他の良好な環境を保全し、町長が関係機関等との協議により定めたルール（次条において「ルール」という。）を遵守するよう努めなければならない。

2 利用者は、近隣住民の生活に配慮し、近隣住民の迷惑となる行為を慎しむよう努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町長は、安全で快適な海浜の確保のため、関係機関等と協力し、利用者に対するルールの周知徹底、意識の啓発に努めなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

条例の概要

題 名

安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により海水浴場を設置しない葉山町内の海浜について、安全で快適な海浜を確保するために必要な事項を定めることとした。

2 内 容

- (1) 美化その他の良好な環境を保全し、町長が関係機関等との協議により定めたルールを遵守するよう努める等、利用者の責務を定めることとした。
- (2) 利用者に対するルールの周知等、町の責務を定めることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例は、令和 2 年 8 月 31 日限りでその効力を失うこととした。